

第Ⅲ部 各論 高齡者福祉事業

第1章 高齢者福祉事業の取組 **地域ビジョンI**

第1節 高齢者生活支援事業の推進 **地域ビジョンI**

高齢者生活支援事業では、在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、各種の生活支援サービスを総合的に提供し、在宅生活を継続できるよう支援を行っている。

令和元（2019）年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、本市が取り組むべき施策として、約4割の方が「在宅高齢者を支える保健福祉サービスの充実」を望んでいることから、今後も住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう支援するとともに、要介護高齢者等の保健・福祉の向上を図るため、次に掲げる事業を実施する。

1. 外出支援事業

（1）高齢者等外出支援事業

一般の公共交通機関等の利用や家族による送迎が困難な在宅の高齢者に対して、移送用車両により居宅から医療機関等までの交通の便を確保し、自立した生活の継続に寄与する。

【評価指標】 高齢者等外出支援事業

		基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
高齢者外出 支援事業	利用人数	494人	519人	530人	542人
	利用延回数	12,448回	13,600回	13,900回	14,200回

【今後の取組】

高齢者や透析患者の利用者数の増加等により、移動支援のニーズは高くなると考えられるため、今後は利用者等の状況を踏まえ、運行状況及び運行管理体制の改善に努める。

(2) 高齢者通院等タクシー事業

公共交通機関を利用することが困難な65歳以上の高齢者に対し、通院等に必要な交通の便を確保し、利便性の向上を図る。

【評価指標】 高齢者通院等タクシー事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
高齢者通院等 タクシー事業	利用人数	68 人	70 人	72 人	75 人
	利用延回数	665 回	686 回	705 回	735 回

【今後の取組】

近年、高齢者による交通事故への関心が高まり、免許返納をする高齢者が増加したため、それに伴って利用人数も増加している。今後も引き続き高齢者の通院への交通手段を確保するため、運行管理体制の改善に努めながら、事業の継続を維持する。

(3) 特定非営利活動法人等による福祉有償運送

福祉有償運送とは、身体障害者や要介護者等、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、自家用自動車を利用して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供する事業である。公共の福祉を確保する観点から、タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、積極的に支援する。

(4) 路線バスの維持・確保

路線バスは、高齢者にとって買い物や通院等日常生活に欠くことのできない公共交通機関のひとつである。

本市では、市営バスと民間路線バス（東野交通）による安定した路線の確保及び両者による運賃体系の調整、更に65歳以上の高齢者には、マイナンバーカード又は大田原市民証を提示することで、運賃負担の軽減を図っている。

今後は、大田原市地域公共交通網形成計画に基づき、需要に応じた交通システムの導入やバスマップの作成等を検討し、「くらしの交通手段」と「おでかけの交通手段」を支える公共交通の実現を図る。

(5) デマンド交通運行事業（利用者登録制）

野崎・佐久山地域、湯津上・黒羽地域においては、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を目的として予約型のワゴン車両を運行している。

また、運賃体系においては定額運賃としているが、路線バスと同様に65歳以上の高齢者はマイナンバーカード又は大田原市民証を提示することで、運賃負担の軽減を図っている。

(6) 大田原市高齢者運転免許証自主返納推進事業

高齢者ドライバーによる交通事故の増加が懸念され、運転免許証の自主返納を推進する機運が高まっている。本市では、運転免許証を公安委員会に自主的に返納した65歳以上の市民に対し、市営バス、デマンド交通及び東野交通の一部の区間に5年間無料で乗車できる無料乗車証と無料乗車券を交付している。

※対象者は運転免許証を返納してから1年以内。

2. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、寝具類の洗濯、乾燥及び消毒サービスを提供することにより、清潔で快適な生活を支援し、生活の安定に寄与する。

【評価指標】寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

		基準年度 (令和2年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
寝具洗濯 乾燥消毒 サービス事業	利用人数	6人	6人	6人	6人
	利用延回数	7回	7回	7回	7回

【今後の取組】

利用人数はわずかであるが、身体的に寝具類の衛生管理が困難なひとり暮らし高齢者等に対して寝具類の洗濯等のサービスを提供することにより、衛生的な日常生活の維持を図るとともに生活の質を確保できるよう今後も支援する。

3. 軽度生活援助事業

要援護高齢者に対し、庭木の手入れや家屋の軽微な修繕等の簡易な日常生活の支援を行うことにより、在宅での自立した生活の継続を可能とする。

この事業は、要援護高齢者を元気高齢者が支援する地域づくりを目指し、公益社団法人大田原市シルバー人材センターに委託して実施する。

【評価指標】 軽度生活援助事業

		基準年度 (令和 2 年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
軽度生活 援助事業	利用人数	135 人	136 人	137 人	138 人
	利用延回数	2,172 回	2,191 回	2,209 回	2,228 回

【今後の取組】

簡易な日常生活の支援を必要とする高齢者等は今後も緩やかに増加すると見込まれるため、今後も引き続きサービスを継続し、高齢者の在宅での自立した生活の継続及び要介護状態への進行の抑制を図る。

4. 訪問理美容サービス事業

理髪店や美容院に出向くことが困難な在宅のねたきり高齢者及び重度身体障害者等に対して、理容師又は美容師が直接訪問して理美容サービスを提供できるよう出張経費を支弁することにより、衛生的な日常生活の維持を図り、生活の質を確保する。

【評価指標】 訪問理美容サービス事業

		基準年度 (令和 2 年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
訪問理美容 サービス事業	利用人数	4 人	4 人	4 人	4 人
	利用延回数	8 回	8 回	8 回	8 回

【今後の取組】

利用人数は少なく、今後も同程度の人数と見込まれるが、外出の困難な高齢者等へ散髪等のサービスを提供することにより、衛生的な日常生活の維持を図り、生活の質を確保できるよう支援する。

5. 生活支援ホームヘルプサービス事業

入院中の身寄りのない高齢者等に対して、生活支援のためのホームヘルパーを派遣して適切な家事援助サービス等を提供する。

【評価指標】生活支援ホームヘルプサービス事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
生活支援 ホームヘルプ サービス事業	利用人数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用延時間	2 時間	4 時間	4 時間	4 時間

【今後の取組】

平成29（2017）年度に介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、利用者が総合事業の訪問型サービスへ移行したこと及び対象者要件を見直したことにより、利用者数は減少した。

「自分ができることは自分で行う」という視点から、本人の意欲を高め、自立を阻害しないよう生活状況を確認しながらサービスを提供していく。

6. 公衆浴場利用券交付事業

自宅に入浴施設がないため、公衆浴場等を利用する低所得の高齢者に対して、無料入浴券を交付する。

【評価指標】公衆浴場利用券交付事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
公衆浴場 利用券交付 事業	利用人数	22 人	16 人	17 人	18 人
	利用延回数	590 回	610 回	630 回	650 回

【今後の取組】

今度も必要な方のため事業継続を図るが、他のサービス等も鑑みた上で利用者に最適な支援を提供していく。

7. 日常生活用具貸与事業 *社会福祉協議会事業

社会福祉協議会では、虚弱又は身体に障害のある在宅者で、介護保険による福祉用具貸与の対象とならない方に、車いす・特殊寝台の無償貸与を行っている。

【評価指標】日常生活用具貸与事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
日常生活 用具貸与 事業	特殊寝台	78 件	65 件	60 件	60 件
	車いす	125 件	130 件	135 件	140 件

【今後の取組】

要介護認定非該当の方や、一時的なけがや疾病等で日常生活用具が必要な方等、諸制度の対象とならない方への貸与であるので、今後も継続して実施する。

8. 給食サービス事業 *地域支援事業

ひとり暮らし高齢者等に対し栄養バランスのとれた食事を提供することにより、利用者の安否確認、孤独感の解消及び健康保持を図る。

【評価指標】給食サービス事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
給食サービス 事業	利用人数	179 人	175 人	177 人	178 人
	利用延回数	20,641 回	24,348 回	24,552 回	24,764 回

【今後の取組】

高齢者が在宅での自立した生活を続けることができるよう、単に食事を提供するだけでなく、利用者の健康状態や安否等の情報を収集し、関係機関との必要な連携を図る。

9. ふれあい型食事サービス *地区社会福祉協議会事業

市内には、福祉活動を進める地域住民の自主的な組織「地区社会福祉協議会（12地区）」があり、ひとり暮らし高齢者等を対象に、月に1～3回程度のふれあい型の食事サービスを実施している（地区によって回数は異なる）。実施方法も地区によって異なり、地区社会福祉協議会等のボランティアが調理から配送まで実施している地区と、調理を社会福祉施設や業者に依頼し、ボランティアが配送のみ実施している地区がある。この活動は、住民主体の活動の一つとして、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消や見守り（安否確認等）をねらいとしたふれあい型の活動である。なお、この事業は赤い羽根共同基金の配分金を財源としている。

【評価指標】ふれあい型食事サービス事業

ふれあい型食事サービス事業 実施食数	基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	9,880食	10,900食	10,900食	10,900食

【今後の取組】

今後は、地域ごとの見守り活動と連携し、大田原市社会福祉協議会とともに積極的に支援する。

第2節 居住環境の整備支援 **地域ビジョンI**

要援護高齢者が日常生活を容易にし、住み慣れた地域社会の中でいつまでも生活していくことができるよう支援するとともに、要援護高齢者の居住環境の向上を図るため、次に掲げる事業や取組を実施する。

1. 介護予防のための住環境整備事業

介護保険の住宅改修の対象とはならない、要介護認定を受けていない要援護高齢者が、日常生活を容易にするための住宅改修を行う場合に、住宅改修経費の一部を助成することにより、要援護高齢者の居住環境の向上を図る。

【評価指標】 介護予防のための住環境整備事業

住環境整備事業の 利用人数	基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	該当なし 0人	2人	2人	2人

【今後の取組】

第7期計画期間中に利用はなかったが、今後も支援が必要な人のためにサービスを継続し、周知に努める。

2. 住宅改修指導員派遣事業

手すりの設置や段差の解消等住宅改修を希望する高齢者に対して、住宅改修に関する専門的知識と技術を有する「住宅改修指導員」を直接自宅に派遣し、住宅改修に関する相談、助言及び指導を行うことにより、高齢者の居住環境の向上を図る。

【評価指標】 住宅改修指導員派遣事業

住宅改修指導員 派遣事業の 利用人数	基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	該当なし 0人	3人	3人	3人

【今後の取組】

第7期計画期間中に利用はなかったが、今後も支援が必要な人のためにサービスを継続し、周知に努める。

3. 高齢者に配慮した住宅の整備

大田原市住生活基本計画には、高齢者に関連する施策も盛り込まれており、建設水道部住宅部門と連携し、次の事業の推進を図る。

- ①住宅のバリアフリー化
 - ・新築住宅、既存住宅のバリアフリー化の普及促進
- ②地域内で安心して住み続けられる地域の形成
 - ・高齢者世帯の住み替えに対応した情報提供
- ③多様な住まい方の情報提供
 - ・シェアハウス等新たな住まい方の情報発信
- ④民間による高齢者等向け住宅の供給促進
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

【評価指標】 高齢者に配慮した住宅の整備

	基準年度 (令和 2 年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
後期高齢者人口に対する有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備数の割合	1.8%	1.8%	1.8%	2%

4. 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者にとって、それぞれの生活ニーズに合致した住まいが確保され、生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が保たれた生活をするには、保健・医療・介護等のサービスが提供される前提となる。そのためには、持ち家や公営を含む賃貸住宅、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が地域におけるニーズに応じて適切に供給される必要があるため、栃木県と連携を強化しながら対応を検討していく。

また、養護老人ホームについては、サービスの見込量を定め、生活が困難な高齢者等に対する住まいの確保と生活の支援を一体的に行う体制づくりについて検討する必要がある。

第3節 家族介護支援事業 **地域ビジョンI**

1. ねたきり高齢者等介護手当支給事業

要介護4又は5の認定を受けた在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者等の介護者に対し、介護の労をねぎらい、福祉の増進を図ることを目的として、「介護手当」を支給する。

【評価指標】ねたきり高齢者等介護手当支給事業

		基準年度 (令和元年度)		令和3(2021) 年度		令和4(2022) 年度		令和5(2023) 年度	
ねたきり高齢者 等介護手当 支給事業	支給月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
	対象者数 (人)	249	241	249	237	255	243	258	246
	支給延月数	1,160 月	1,170 月	1,193 月	1,123 月	1,220 月	1,148 月	1,235 月	1,162 月

【今後の取組】

在宅介護の支援に資する事業として、介護者の身体的・精神的及び経済的負担が軽減されるよう、事業の周知及びケアマネジャー等との連絡調整に努める等、今後も積極的に支援する。

2. 認知症要配慮高齢者等家族支援サービス事業

認知症等のために行方不明になるおそれのある高齢者に対し、現在位置を探索するための機器を貸与し安全を確保するとともに、家族等への支援を図る。

【評価指標】認知症要配慮高齢者等家族支援サービス事業

		基準年度 (令和元年度)		令和3(2021) 年度		令和4(2022) 年度		令和5(2023) 年度	
認知症 要配慮 高齢者等 家族支援 サービス事業	貸与者 (人数)	1人		3人		3人		3人	
	位置確認 サービス (回数)	0回		1回		1回		2回	
	現場急行 サービス (回数)	0回		1回		1回		1回	

【今後の取組】

事業の利用者は減少傾向にあるが、高齢者の安全と介護者の精神的負担を軽減できるよう引き続き支援していく。

第4節 見守り体制等事業 **地域ビジョンI**

地域社会が協力しあって、ひとり暮らし高齢者等を見守り、安心して生活を続けていけるよう支援し、これら高齢者等の福祉の向上を図るため、次に掲げる事業を実施する。

1. 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者等が自宅で急病、災害等の緊急事態に見舞われた場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、緊急連絡用装置一式を貸与する。

発信機のボタンを押した場合、利用者の生活反応が確認できない場合及び自宅火災が発生した場合に、緊急センターへ自動的に通報される仕組みとなっている。

また、利用者が外出先等で不測の事態になったとき、早急にその身元が判明できるように、事前に利用者の情報を登録した見守り安心シールを貼り付けておくことで利用者の見守り体制を強化している。

【評価指標】緊急通報装置貸与事業

緊急通報装置の 設置数	基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	281台	150台	150台	150台

【今後の取組】

高齢者の安否確認と孤独感を解消し、在宅での自立した生活を続けていけるよう事業を積極的に推進する。また、地域の民生委員や見守り組織各関係機関と連携しながら見守り体制を強化する。

2. 老人福祉電話貸与事業

電話の無い低所得のひとり暮らし高齢者に対して、電話を無償で貸与することにより、別居の家族や近隣の人々との電話による連絡体制を確保する。

【評価指標】老人福祉電話貸与事業

老人福祉電話の 利用台数	基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	21台	27台	27台	27台

【今後の取組】

低所得者のひとり暮らし高齢者の緊急連絡手段として、今後も継続してサービスを提供する。

3. 日常生活用具給付等事業

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、火災警報器等の日常生活用具を給付（貸与）することにより、火災の予防、警報及び初期消火を図り、これらの高齢者の福祉の増進と介護者の負担を軽減する。

【日常生活用具の種類及び対象者】

種 目	対 象 者
火災警報器	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者
自動消火器	同上
電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要とされる、概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者

【評価指標】 日常生活用具給付等事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
日常生活 用具の 利用台数	火災警報器	0 台	1 台	1 台	1 台
	自動消火器	0 台	1 台	1 台	1 台
	電磁調理器	1 台	3 台	3 台	3 台

【今後の取組】

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の福祉増進、安全の確保のために、継続してサービスを提供する。

4. 日常生活自立支援事業（あすてらす）*社会福祉協議会事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な利用のための援助、日常的金銭管理の支援を行う。また、定期的な訪問により、生活上の変化を察知し、他のサービスや機関につなげる事業である。

(1) 栃木県の権利擁護システム

【利用者の範囲】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない方、また虚弱な高齢者、身体にハンディがある方で、自立した生活が困難な方（※在宅生活、病院入院、福祉施設入所を問わない。ただし、本人自らが援助を求め、困っていることを認識し、契約するときの支援計画の内容が理解できる方を対象とする）。

【支援の内容】

○福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供や相談等
- ・福祉サービスの利用や利用をやめるために必要な手続きの援助
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助

○日常的金銭管理サービス

- ・福祉サービスの利用料の支払いの援助
- ・年金・福祉手当の受領や医療費の支払いの援助
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払いの援助
- ・日用品等の代金の支払いの援助
- ・その他、必要な支払い、預金の払戻、解約、預金の預け入れ等の金銭管理の援助

○書類等の預かりサービス（保管できる書類等）

- ・預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書等の重要書類の保管
- ・ただし、現金、株券、貴金属類等は預かることはできない

【実施主体】

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（とちぎ権利擁護センターあすてらす）が実施主体であり、県内の市町社会福祉協議会が業務の一部を受託して実施している。大田原地区は、大田原市社会福祉協議会（あすてらすおおたわら）が実施している。

【日常生活自立支援事業への対応】

日常生活自立支援事業を市民や関係機関（警察・消防・金融機関等）に広く啓発するとともに、地域包括支援センター、ケアマネジャー、ホームヘルパー等を介して、高齢者等の権利擁護に関する相談を受け付け、大田原市社会福祉協議会（あすてらすおおたわら）が必要な調整を図る。更に専門家の判断が必要な場合は、基幹型支援センターを窓口として、個別ケースに対応する。